

山形県農業経営・就農支援センター専門家派遣事業における専門家公募要領

山形県農業経営・就農支援センター（以下、「センター」という。）では、専門家派遣事業により農業経営者等からの多様な経営相談に対応する専門家の新規登録について、以下のとおり実施します。

○ 資格要件

次の（１）から（４）の全てを満たす者

- （１） 本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下、「技能等」という。）を有すること。
- （２） 自らの専門的分野において農業経営者等への支援実績があること。
- （３） 山形県内全ての地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者等への指導等ができること。
- （４） 以下のいずれかに該当すること。
 - ア 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者
 - イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者
 - ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者
 - エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

○ 応募書類・提出方法

応募のために提出いただく書類は以下の通りです。

- （１） 専門家登録履歴書（様式1）
- （２） 支援実績書（任意様式：1枚程度）
 - ※ 上記、資格要件の（２）及び（４）を満たすことが分かるもの

提出にあたっては、電子データ（PDF等）をメール送信ください。後日受領メールをお送りします。

提出先メールアドレス： ynoshotoku@pref.yamagata.jp

○ 応募期間

令和5年5月17日（水）から5月31日（水）まで

○ 審査方法

経営戦略会議の下に設ける審査会による審査により決定します。

○ 【参考】 専門家の職務

専門家は、センター等からの指導等の依頼に基づき、農業経営者への指導等に必要な技能等を踏まえ、専門家自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的な指導等を行うものとする。

(1) 指導等の事前調査

専門家は、農業経営者への指導等を行うに当たり、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導等を行うため、事前に当該農業経営者の農業経営の概要及び指導等を希望する内容について十分理解することとする。

(2) 指導等の内容の報告

専門家は、指導等の終了後、センターが定める期日までに指導等の内容を案件ごとに専門家派遣実施結果報告書により報告するものとする。

(3) 守秘義務

専門家は、指導等により知り得た農業経営者の秘密を厳守するものとする。また、センターの運営、事業等に関して知り得た情報についても、センターの同意を得ずに第三者へ提供してはならないものとする。

(4) 禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア 著しくセンター又は本事業の信用を損なう行為

イ 反社会的勢力との交流又は当該交流が疑われるような行為

ウ 農業経営者に対し、センターの同意を得ずに行った自らの営業行為

エ センターの同意を得ずに行った指導等